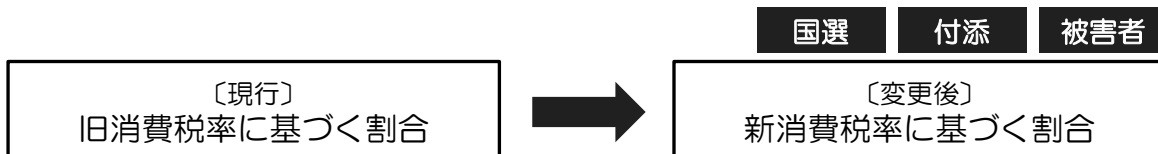


国選弁護士契約約款等の主な変更点について

変更後の各規定は、令和元年10月1日に施行されます。

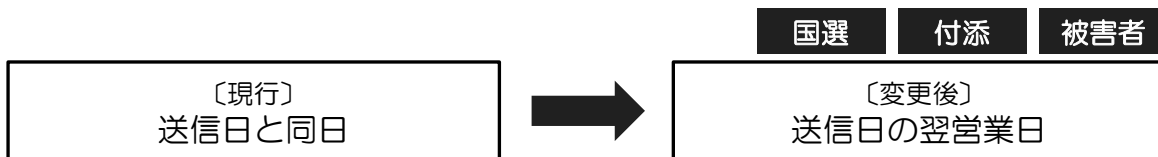
契約約款（国選弁護士、国選付添人、国選被害者参加弁護士）

- ① 消費税率の引上げに伴う報酬の調整割合の変更（算定基準第1条の2）



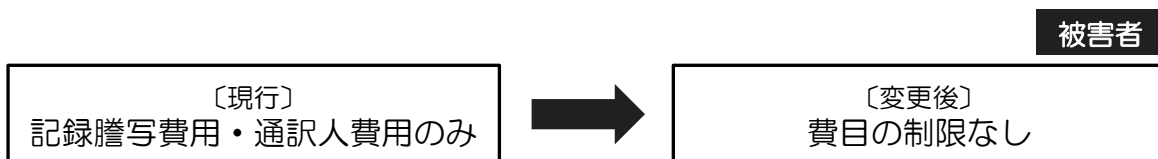
※ 報酬等の請求が可能となった日（被疑者が起訴・釈放された日、被告人が判決宣告された日等）が10月1日以後の事件に適用されます。

- ② 土日祝日にFAX送信した場合のみなし到達日の変更（本則第3条）



※ 約款上、土日祝日が報告書等の提出期間の末日になることはないため、上記変更により、報告書等の提出期間が現行より短くなることはありません。

- ③ 費用合計額が10万円を超えた場合の中間払い対象費用の拡大（本則第28条）



など

通訳料基準（国選弁護・国選付添及び国選被害者参加における通訳料基準）

消費税率の引上げに伴う基準額（通訳料・翻訳料等）の変更



※ 変更後の基準は、**通訳又は翻訳を実施した日**が10月1日以後の場合に適用されます。

（例） 同一事件で同一通訳人に依頼した場合

9月30日以前の通訳・翻訳日・・・現行の基準（基本料金8,000円）

10月1日以後の通訳・翻訳日・・・変更後の基準（基本料金8,380円）